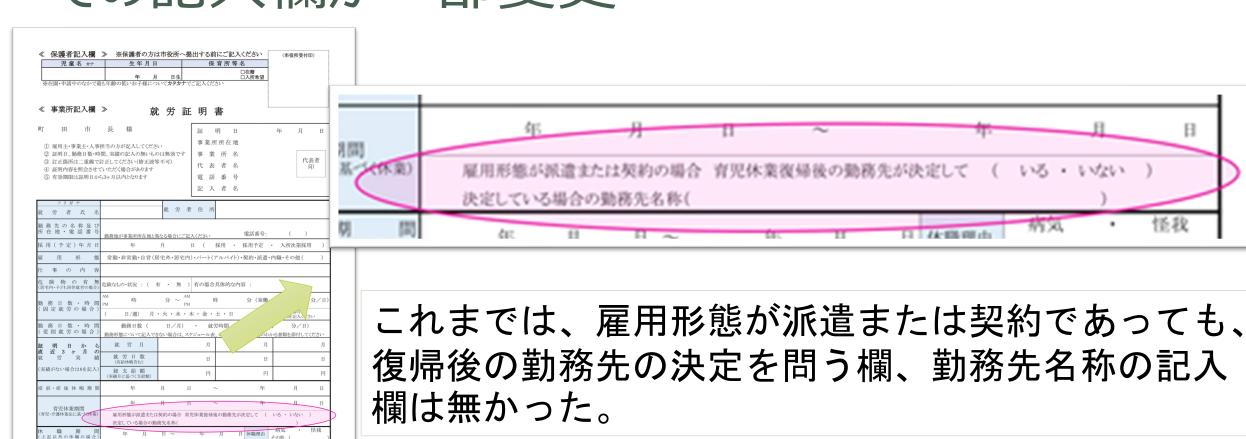
保育所等入所選考基準の点数を見直そう!

東京都町田市議会 2021年3月 一般質問 諸派 矢口まゆ

就労証明書に関するお問い合わせ先:町田市役所 保育・幼稚園課 TEL: 042-724-2137

2021年度入園申し込みから、派遣社員につい ての記入欄が一部変更



復帰後の勤務先の決定を問う欄、勤務先名称の記入

変更により、派遣もしくは契約の場合には最大6点のマイナスに

- 新年度入所希望の場合には、締め切りが12月である。その時期に4月 以降の勤務先が決まっているケースは稀である。
- •例)月20日以上8時間以上の勤務をしている派遣社員、契約社員が、 育休後にこれまでと同じように働きたいと考えても、12月の締め切り 時点で確定していない場合には"求職"扱いになり、これまでは10 点と判定されていた点数が4点となってしまう。

市としては、実際に4月になった時に勤務先が決まっていない場合もあるため、できるだけ勤務先が決まっている方を優先して入所させたい。

勤務先が決まらないまま退園となってしまうケースは、実際にはどの位あるのか。

- •派遣社員、契約社員は、4月に入所できなかった場合には、"保育園が決まっていない"と言う理由でさらに勤務先が決まりにくくなってしまい復職が非常に困難になる。
- そういった事を考慮すると、求職中の4点とするのはあまりに点数が 低いように感じる。
- ここまで点数を低くするのであれば、そうせざるを得ない理由を説明して欲しい。

そこで質問→実際に勤務先が決まらず、そのまま働くこと が出来ずに退園となってしまうケースはどれだけあるのか。

親の介護等をしながら仕事もする場合の点数の計算について

- 高齢出産が増えていることもあり、子どもが小さな時に親の介護が必要になることが増えている。
- ・例)介護を毎日2時間+仕事を月18日1日6時間 この場合、居宅外労働の類型で8点とみなされる?しかし、毎日の介護 2時間を考慮すると、満点の10点で良い位保育を必要としている状況 であると考えられる。

介護と仕事をどちらも行っている場合には、その合計時間を考慮した点数配分にするなどの対応が必要では。

その他、 必要性や根拠について 再検討して欲しいもの

- 居宅内労働の場合には指数 が最高でも9点(居宅外労 働では10点)
- 指数が同数の場合の基準で、 "母親の指数が高い者"が 優先される

別表第3(第10関係)

選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準	
1	入所選考基準表における保護者の指数が高い者の順	
2	入所選考基準表における母親の指数が高い者の順	
3	入所選考基準表における母親の類型番号による次に掲げる順	
	(1) 区不存在	
	(2) Ⅳ疾病、負傷又は心身障がい	
	(3) Ⅵ災害	
	(4) I 居宅外労働	
	(5) Ⅱ居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合を除く。)	
	(6) V介護又は看護	
	(7) 皿出産	
	(8) Ⅱ居宅内労働(内職(細目4)に該当する場合に限る。)	
	(9) ₩求職	
	(10) Ⅷ就学	
4	入所選考基準表における母親の細目番号が小さい者の順	
5	市内に居住する者であって市外の保育所等において保育の利用の継続が不可能な者(管轄の市区町村長に保育の利用の継続を拒否された者に限る。)	
6	申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等又は兄弟姉妹が第14の規定により優先入所する予定の保育所等に入 所(転所を除く。)を申し込む者	
7	同一の選考において同じ入所日を希望する複数の申込児童の入所を申し込む者	
8	条例別表に規定するA階層の者	
9	条例別表に規定するB階層又は両親不存在の者	
10	保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が低い者の順	
11	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者	

備考 選考指数が同数のときは、順位が決まるまで、上記の基準を番号順に当てはめて選考する。

適用順序7において、「同一の選考」と見なされないものについては、4月1次選考と2次選考、特別選考(実施する場合)と通常選考などが該当する